



盛岡地方裁判所では、令和4年1月17日(月)、裁判員等経験者4名に参加していただき、裁判官、検察官及び弁護士の出席のもと「裁判員等経験者との意見交換会」を開催しました。

その中で経験者の皆様から出された御意見、御感想の一部を紹介いたします。

経験者番号 1番、2番

- ・参加事件の罪名 殺人
- ・公訴事実の争い なし

経験者番号 3番

- ・参加事件の罪名 殺人・死体遺棄
- ・公訴事実の争い なし

経験者番号 4番

- ・参加事件の罪名 危険運転致死
- ・公訴事実の争い あり

① 公判審理について



経験者1

冒頭陳述で弁護側の主張を聞き、情に訴えているのだなと感じた。

証拠調べのとき、亡くなられた被害者の写真が示されたらどうしようと思ったが、イラストで安心した。裁判員の精神的な負担を減らそうという意図が感じられた。写真が示されていたらショックだったと思う。



経験者2



経験者3

担当した事件では、被告人の内心は被告人質問が行われても最後まで明らかにならなかった。

専門家の証人尋問では、難しい言葉が出てきたが、分かりやすく説明してもらえた。ただ、必要な証拠調べだとは思いますが、証拠調べの時間が長かったようにも思った。



経験者4



全員

検察官、弁護人の主張を記載した冒頭陳述は、審理をする上での道しるべという観点から分かりやすいものだった。

双方の主張したいことがよく分かり、証拠調べをする上で参考になった。

② 評議・判決について



経験者1、4

自分が担当した事件と同じような事案の量刑グラフが提示され、評議の際に参考になった。

論告弁論が終わってから評議に入るまでに、一人で頭を整理する時間が15分程あると良いと思った。



経験者2



経験者3

評議ではもっと色々な意見が出て良いと感じた。
判決文は全員で考え、文章の一字一句にもこだわって表現の強弱をつけた。手作り感があって非常に良かったと思う。

評議の際、一から意見を述べることは難しいと感じていたところ、裁判官から「このポイントが問題となると思いますが、どう考えますか」等の投げかけがあったので、意見を言いやすかった。



経験者4



全員

積極的に意見交換ができた。

③ 裁判員を務める上での負担感について

経験者 2、3、4

勤務先に、裁判員に選ばれたときのための休暇制度があったので、ストレスなく裁判に参加できた。

私は無職なので時間は大丈夫だったが、パート勤めだと職場への気遣いがいると思った。

経験者 1

経験者 2

一緒にやっていた裁判員の方が「これから会社に戻らないと」と言っていたので、大変だなと思った。

企業側において、従業員が裁判員裁判に参加しやすくするための休暇制度をより充実させていただきたいと思った。この点をクリアすれば、制度としてより広がりを見せると思う。

経験者 3

経験者 4

1日の職務従事時間が長いと負担だった。もう少し考える時間があったらよかったと思う。

④ 裁判員の年齢の引下げについて

経験者 3

裁判員はやってみないと分からないが、選ばれたらぜひ経験して欲しい。

裁判員を務めるにあたっては、常識に照らして判断することが求められる。18、19歳の方が、これまでの学校生活の経験だけで足りるのかは分からないが、裁判官やほかの裁判員の方と意見交換をすることは良い経験になると思う。

経験者 4

⑤ これから裁判員になられる方へ



経験者1

裁判員を経験することで、裁判官や検察官、弁護士といった司法に携わっている方々が、信頼に値する方々だと知ることができた。裁判員を負担だと感じる方もいることを知ったが、実際に経験してみて非常に良い経験だったことから、これから裁判員になられる方には、ぜひ誠心誠意頑張ってもらいたい。

担当した事件のことはニュースで知ってはいたが、実際に審理に携わってみると、ニュースの内容は表面的なものであり、本来はもっと深いものであることを知った。裁判員裁判を担当してみると、色々な方と意見交換して視野が広がったり自分の考え方が変わるので、裁判員に選ばれたときには、ぜひ参加して欲しい。



経験者2



経験者3

自分が裁判に携わることになるとは思ってもみなかった。裁判員になり、裁判の進め方や加害者・被害者の立場も理解でき、貴重な経験になった。最初は不安に思うかもしれないが、裁判員に選ばれたときは積極的に参加し、意見を述べてもらいたい。

裁判では、あくまで法廷に提出された証拠に基づいて判断しなければならない。これは普段の仕事にも役立つことであり、考え方の枠組みを与えてもらった。裁判員に選ばれたときには、ぜひ経験してもらいたい。



経験者4